

環境省節電実行計画

平成24年6月25日
環境省節電対策本部

平成24年5月18日に開催された電力需給に関する検討会合（第6回）・エネルギー・環境会議（第8回）合同会議において、「今夏の電力需給対策」が決定され、電力管内ごとに節電目標が示されたところであるが、これに基づき、環境省が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

環境省は、地球温暖化防止の観点から、地球温暖化対策推進法に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月閣議決定）等に基づき、空調温度設定の適正化や照明の減灯等の節電対策に積極的に取り組んできたところ。

今夏の電力需給対策は、昨年夏の経験も活かし、節電対策と地球温暖化防止対策の両立を前提としつつ、より効果的な節電方法を社会的に示すよう、自ら率先して対策を実施する。なお、本実行計画における「節電」とは、ピークカットの節電を意味するものとする。

2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成24年7月2日（月）から9月7日（金）までの平日9:00～20:00とする。ただし、北海道電力管内は7月23日（月）から9月7日（金）までの平日9:00～20:00、9月10日（月）から9月14日（金）までの17:00～20:00とする。

3. 目標と実施内容

1. を踏まえ、以下のとおり方針を定める。

(1) 「今夏の電力需給対策」において節電目標が定められた地域（北海道電力管内、北陸電力管内、中部電力管内、関西電力管内、中国電力管内、四国電力管内、九州電力管内）

「今夏の電力需給対策」において決定された各地域の節電目標を超えることを目標とし、その目標を満たすよう節電実施内容を定めることとする。その際、同一電力会社管内の複数の需要設備が共同して節電目標に取り組むことも可能とする。

<節電目標>

北海道電力管内：対一昨年度比▲7%超

中部電力管内：対一昨年度比▲5%超

北陸電力管内：対一昨年度比▲5%超

関西電力管内：対一昨年度比▲15%超

中国電力管内：対一昨年度比▲5%超

四国電力管内：対一昨年度比▲7%超

九州電力管内：対一昨年度比▲10%超

(2)「今夏の電力需給対策」において節電目標が定められていない地域（東京電力管内、東北電力管内）

節電目標や節電実施内容は定めないが、今年の節電対策を基本としつつ、より効果的な節電を実施することとする。

ただし、環境省本省においては、対一昨年度比▲15%超の目標を定め、その目標を満たすよう実施内容を定めることとする。

4. 対象需要設備

節電実施内容等を定める需要設備は、契約電力量の規模等に応じて以下のとおりAからCまで分類する。

A 大口需要設備（500kW以上）の一部としての需要設備

B 小口需要設備（50kW以上500kW未満）及びその一部としての需要設備

C 小口需要設備（50kW未満）及びその一部としての需要設備

対象となる需要設備は別紙参照。

5. 実施内容の具体例

【環境省本省（中央合同庁舎第5号館内）における取組】

対象分野	対 策
(1) 照明	・ LED デスクライトを導入し、状況に応じて蛍光灯を一部消灯 ・ 廊下の蛍光灯の消灯又は間引き
(2) O A機器	・ パソコンの電源自動制御システムの利用 ・ パソコンの輝度調節 ・ 緊急時のパソコンのバッテリー駆動 ・ プリンタ、コピー機の使用縮減（2分の1程度） ・ 会議資料や報道発表資料の印刷物の削減及び印刷枚数の削減 ・ 省エネ型ルーターの使用
(3) 冷房等	・ 早朝に冷房機を稼働し、執務室を冷却することでピーク時間帯の冷房需要を抑制（5号館全体） ・ 環境省として、以下のような取組により、冷房需要の削減に貢献 ✓ 二重窓等の導入、ブラインド活用等の断熱化 ✓ 扇風機やファンによる空気循環の促進の上、体感温度の低減

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スーパークールビズ（ポロシャツの奨励、ノー上着の徹底、冷涼グッズの活用）の実施
（４）その他の機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気ポット及び電子レンジの原則使用停止 ・ 執務室の冷蔵庫の半数停止とともに水筒・マイボトルの持参の励行 ・ 出退庁表示器の停止
（５）就業形態の工夫等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務時間のシフト等の実施 ・ テレワークを活用した自宅勤務
上記の取組を着実に実施するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課室の節電責任者による管理 ・ リアルタイムの電力使用状況及び前日の電力使用実績を「見える化」し、節電のモチベーションを向上 (職員の家庭における「うちエコ」や「CO2 みえ～るツール」等の実践により、職員の節電意識を一層向上)

なお、上記の取組の実施に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- ・ 取組の結果として家庭等の電力使用が増加し、総体として使用電力が増加することがないように配慮しなければならない。
- ・ 上記の取組と並行して、職員に対し熱中症の予防・対策について周知し、個人による熱中症予防を促進する。また、職員の健康状態等を把握し、熱中症とならないよう十分に配慮するとともに、熱中症になった職員については適切な措置を講じることが必要である。

【その他の需要設備における取組】

支分部局や附属機関においても、執務室やビジターセンターなどの来客スペースにおいて、環境省本省における取組と同様の取組を、可能な範囲で実施する。

さらに、個別の需要設備の特徴に応じて、以下のような対策を実施。

- 太陽光発電設備の設置
- 展示照明の一部消灯
- 外壁及び建具の高断熱化
- 街灯やトイレ施設の間引き運用

各需要設備の実施内容の詳細は別紙参照。

6. その他

- ・ 節電目標の変更について

大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階（発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階）において、政府の節電目標が改定されることに伴い、次のとおり節電目標は変更されるものとする。

<変更後節電目標>

北海道電力管内：対一昨年度比▲7%超

中部電力管内：対一昨年度比▲4%超

北陸電力管内：対一昨年度比▲4%超

関西電力管内：対一昨年度比▲10%超

中国電力管内：対一昨年度比▲3%超

四国電力管内：対一昨年度比▲7%超

九州電力管内：対一昨年度比▲10%超

また、大飯原子力発電所4号機の再起動に伴い、政府の節電目標が再度改定される場合は、大飯原子力発電所3号機の再起動の場合と同様に、改定される政府の節電目標に沿って、節電目標は変更されるものとする。